

報道関係者各位

令和8年1月27日
特別民間法人 中央労働災害防止協会

令和7年度 安全衛生教育促進運動を展開します

(実施期間：令和8年2月1日～4月30日)

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

中災防は労働災害防止団体や安全衛生関係団体と連携し、働く人の安全・健康を守るための安全衛生教育を支援します

特別民間法人 中央労働災害防止協会（中災防：理事長 竹越 徹）は、働く人の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を啓発し、その実施を促すため、2月1日から4月30日まで「安全衛生教育促進運動」を展開します。

本運動は、平成25年度から中災防が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止団体、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等が一体となって、事業場における雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育などの法定教育の徹底と、高年齢労働者・外国人労働者などの多様な労働者に対する安全衛生教育の充実を図るものです。

法令改正により、令和8年10月からは個人ばく露測定の実施に必要な講習の受講が義務付けられるほか、令和8年1月からフォークリフト等に係る特定自主検査について検査基準が定められるなど、化学物質管理や機械等による労働災害防止の一層の推進が求められています。また、令和8年4月からは高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の措置が事業者の努力義務とされます。

4月は、新入社員や、配置転換により作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることから、必要な教育・研修について改めて整理・確認し、早い時期から計画的に準備を進め、着実に実施することが重要です。

中災防は本運動の特設サイトを設け、「安全衛生教育実施チェックリスト」を公開し事業場の取組を支援するほか、安全衛生教育に関する事業場からの相談を隨時受け付け、情報提供などを行っていきます。

中災防が推進する主な取組は次の通りです。



リーフレット(表面)

(次ページへつづく)

中災防が推進する主な取り組み

- **特設サイト**を設け、広報用リーフレットや安全衛生教育に関する情報などを掲載して本運動の周知を図るとともに、労働災害防止団体や安全衛生関係団体と連携し、働く人の安全・健康を守るための安全衛生教育を支援します。
- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育など、労働安全衛生法に基づく「**法定教育**」の徹底を呼び掛けます。
- 教育の実施状況を点検するための「**安全衛生教育実施チェックリスト**」を特設サイトで公開し、事業場が安全衛生教育を計画的かつ効果的に実施できるよう支援します。
- 職場のメンタルヘルス対策、リスクアセスメント、機械安全などに関する教育、高年齢労働者、外国人労働者に対する教育など、幅広い**教育研修メニュー**を揃え、事業場の安全衛生教育を支援します。
- 「**安全衛生教育相談窓口**」を設置し、事業場からの相談に対応し、有益なアドバイスを行います。
- 各事業場の教育促進活動に活用できる図書・用品などを豊富に取り揃えた「**安全衛生教育応援キャンペーン**」を2月9日（月）から3月26日（木）まで実施します。



新入者向けテキスト・図書の一例



教育用テキストの一例



年間標語ポスター・
安全衛生ポスターの一例



令和7年度 安全衛生教育促進運動 中災防特設サイトは

安全衛生教育促進運動

で 検索



※この資料は、厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、厚生日比谷クラブ、鉄鋼研究会に配布しています。

特別民間法人 中央労働災害防止協会

【担当】 総務部 審議役 高村 亜紀子

【照会先】 総務部 広報課長 岩田 良子 (電話) 03-3452-6449 E-mail koho@jisha.or.jp

令和7年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。近年では高年齢労働者および外国人労働者が増加しており、労働者の多様化が進む中、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

昨年5月に成立した労働安全衛生法および作業環境測定法の一部改正によって、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止対策等の推進や機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止の推進などの措置が定められた。

法令改正により令和8年10月から個人ばく露測定の実施には、作業環境測定士であっても別途、必要な講習の受講が必須となる。化学物質の自律的な管理が進められる中、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るために厚生労働省と中央労働災害防止協会は令和8年2月に「第2回化学物質管理強調月間」を開催する。対象となる事業場は、業種や規模を問わず労働者に必要な法定教育の受講を徹底するとともに、化学物質を製造または取り扱うことに起因した労働災害を防止することについて、より一層積極的に取り組むことが求められる。

また、令和8年4月から高年齢労働者の労働災害防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となる。中でも、高年齢労働者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うことなどが求められる。

さらに、令和8年1月からフォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、特定検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされた。

事業場の安全衛生水準の向上と主体的な安全衛生活動の取り組みのためには労働

者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップとして、安全衛生に係る管理者、作業者等、各層に応じた知識と技能の習得の機会、法定教育のみならず法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。各事業場において、安全衛生教育の重要性を改めて認識し、その積極的な実施を促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和8年2月1日から令和8年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談の集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示
- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

8 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ

効果的な実施

- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育
 - イ 危険予知活動（K Y T）に関する教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
 - オ 感染症の予防・対策に関する教育
 - カ 熱中症予防に関する教育
 - キ 騒音障害防止に関する教育
 - ク 腰痛予防のための教育
 - ケ 健康の保持増進のための健康教育
 - コ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
 - サ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
 - シ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
 - ス 管理職に対する安全衛生教育
 - セ 高年齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
 - ソ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
 - タ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- (6) e ラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- (7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資

格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進

- (8) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施